**平成２２年（フ）第８２０号**
横浜市磯子区洋光台６丁目２番８―701号
債務者　森本　　勝
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第８２１号**
横浜市磯子区洋光台６丁目２番８―701号
債務者　森本　純子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第８４８号**
横浜市旭区川井本町39番地34
債務者　石井加奈子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第８５５号**
横浜市青葉区藤が丘１丁目40番地７　グランドヒル306号
債務者　喜多佳穂里
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第８６３号**
横浜市瀬谷区本郷２丁目26番地５　ヒルステージⅣ102
債務者　間宮眞紀子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第８６７号**
神奈川県海老名市国分寺台２丁目５番21号
債務者　佐藤　基嗣
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第８７５号**
横浜市港南区上永谷４丁目３番３―501号
債務者　大倉　勝敏
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第８９１号**
横浜市港北区新横浜１丁目19番地10　Ｆ．Ｉ．Ｓ新横浜508、住民票上の住所さいたま市桜区田島５丁目３番20号　インターガーデン203
債務者　瀬戸　　清
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第９３４号**
横浜市金沢区釜利谷東６丁目38番７号
債務者　後藤　将秀
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第９６９号**
横浜市港北区師岡町371番地４　ソフィア大倉山403
債務者　久米　和之
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１０３１号**
横浜市鶴見区岸谷３丁目４番29号　ラオラ・ゴズ101号
債務者　江本　　剛
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１０３４号**
横浜市南区永田東１丁目31番21号　第１ながたハイム101
債務者　山田　安治
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第９７号**
北海道旭川市神楽岡10条３丁目４番22号　神楽岡パークハイツ203号
債務者　片桐　公子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１５７号**
北海道旭川市東４条６丁目５番15号　チェリーマンション203号、住民票上の住所岩手県奥州市衣川区古戸311番地１
債務者　吉田佳代子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１６３号**
北海道旭川市春光台４条２丁目８番11号
債務者　中田　惠子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部